

応仁二年最勝光院方引付にみる畿内での替銭取引

伊藤 啓介

はじめに

本稿でとりあげる応仁二年最勝光院方引付（東寺百合文書け函二二号文書。以下、「引付」^①）は割符取引の研究史で特に重視されてきた。というのも、新見庄から送られてきた割符を畿内で現銭化するまでの経緯が、この年の最勝光院方年預である光明院堯忠によって詳細に記録されているからである。筆者は以前、この「引付」から東寺の公人道仲が、下鳥羽の芹川の商人たちと協力して、割符を支払地の堺で現銭化して得た銭二〇貫文を元手に仕入れた商品を京都で売って利益を得ようとしていたことを指摘して、割符の決済が、商業利益によってまかなわれていたことを明らかにした（以下、「前稿」^②）。

だが、「引付」をおさめた『岡山県史二十巻 家わけ史料』（岡山県、一九八六。以下『岡山県史』）では翻刻が一部省略されており、記された全てが検討されてきたわけではない。この年の道仲の行動については、辰田芳雄氏も検討しているが^③、その全体像ははまだ紹介されておらず、さまざまな論点がいまだ残されている。本稿では、「引付」の未翻刻・未紹介部分の内、道仲にかかわる部分を紹介しつつ、応仁二年の道仲の行動の全体像を明らかにする。なお、「引付」の翻刻にあたっては、京都府立京都学・歴史館東寺百合文webを参照した。

1. 応仁二年（一四六八）正月十日条から十八日条まで
まずは「引付」から、応仁二年正月の道仲の動きを追って行こう。なお本稿では紙幅の関係上、既に『岡山県史』や先行研究で紹介されている部分の引用は最低限にとどめる。

応仁元年十二月十八日、新見庄三職が書状とともに一通の割符を送った。今後割符を利用して京都へ年貢送進するにあたり、一つの割符を送り、あらかじめその有効性を確認しておこうというのである。^④「引付」応仁二年正月十日条に、この割符が到着したむねの記録がある。

翌正月十一日条から、道仲が登場する。割符の支払地の和泉堺が「他国遠路」なので難儀至極ではあるが、この割符をこのままにしておけないので、道仲を堺まで下し、割符の裏付けをさせる、と評定は決定し、これをうけて道仲はただちに堺に向かった。

その結果は同月十八日条に記録されている。道仲は堺で割符の代わり銭を受け取った。その後、京都へ現銭を持ち帰るにあたって、①「色々問了簡、淀者ニカワシ」つまり堺から京都への「カワシ」による送金になる予定である。ただし、さらにその送金は（翌十九日に）六角室町に行って支払人に確認するので、もし十九日に受け取ることができたら、

そのまま納める。③堺に下向している道中、(地名不表記)で、命の危険に遭遇した。④割符の支払人が堺より府中に移動していたので、府中への移動・人夫などの費用、さらに堺から京までの割符賃が四〇〇文、合計六〇〇文を要した、といった内容が評定で披露され、それらの「粉骨分」として二〇疋(二〇〇文)の支給が認められている。

道仲が堺に下る途中で「生涯に及ぶ」ほどの目にあった理由は、やはり応仁の乱の影響だろう。応仁の乱勃発の直前の史料ではあるが、応仁元年四月に、細川方により、丹後・丹波にて山名持豊が運送中の年貢を奪われている^⑤。この畿内の治安の悪化はこの後の割符の現銭化に大きな影響を与えることになる。

さて先行研究でこの史料は、割符の決済にいたる手続きのひとつ、「裏付」の存在を示す史料として注目されてきた。例えば井上正夫氏は、特に割符の支払人が堺から和泉府中へ移動していて、道仲が府中まで追いかけて裏付けをしていることから、割符裏付けの手続きとしての必要性を論じている^⑥。

一方で、堺から京都への、割符代わり銭の「カワシ」に注目しているのが、桜井英治氏と辰田芳雄氏である^⑦。桜井氏によると冒頭に「淀ノ者にカワシ」とあるのは堺で換金した銭を京都に送金するさい、あらためて為替が組まれたということであり、後段に『境ヨリ京都マテノ割符賃四百文』とあるのは、これにかかわる手数料である^⑧とする。それに対して、辰田氏はこの史料について「淀の運送業者に現銭化された割符料足を沙汰して運ばせ」たのだとする^⑨。この議論については後述するが、ここでは、道仲が割符代銭を送金する際に、「問了簡」して「淀者」に「カワシ」た、という記載は、筆者がかつて主張した、割符取引は送金依頼人と輸送業者との間を「問」が仲介して成立する、という見解と整合的であると指摘しておく^⑩。

2 三月十一日条から十三日条まで

さて、次に新見庄から割符が送進されてきたのは、三月十日夕刻のことである。「引付」三月十一日条によると、十日の夕に、新見庄からの使者が、広瀬が支払地の割符と、堺が支払地の割符をそれぞれ二通ずつ合計四通持参してきた。それを受けて評定は、広瀬割符については「しかるべき物」を、堺割符については道仲を、それぞれ裏付けのために派遣すると決定している。広瀬割符については直ちに使者が出発したと考えられ、早くも三月十三日条には広瀬大文字屋からの返事と、評定の結果が記されている。

この時広瀬大文字屋は、東寺からの割符の裏付け依頼に対し、現銭の支払いを三〇日ほど待ってくれるなら裏付けする、でなければ「放状」を出す(合法的に支払拒否を行う手続きであろう)、と返事してきた。たとえば十貫文の価値があるとされる割符でも、支払いを拒否されてしまえば、ただの紙切れになってしまう。評定は、「せめて二〇日程度にでも」と、支払いまでの期間をすこしでも短縮させる交渉を命ずるしかなかった。

一方、堺割符についてはどうなつたろうか。同日条の関連部分はこのである。

一、境割符事、大文字屋ニ致談合、可然者可契約、若有不足之事者、自広瀬直二境へ下シ裏付ヲサセラルヘシ、然者道仲ヲ相副可下之也了蔵(二文字ケシ)
(後略)

堺割符の裏付けについて評定は、前回定めた道仲ではなく、大文字屋と談合のうえで「しかるべき者と契約すべし」と決定している。ただし「不足の事があれば」、広瀬から直接、堺へ向かわせて割符の裏付けをさ

せるとし、その要員として道仲を広瀬に同行させている。基本的に裏付けを依頼する相手は大文字屋に仲介させ、それが上手いかなかったときに道仲に裏付けをさせる、という方針となったように見える。この時道仲には別の思惑があったことが後に明らかになるが、ここでは一旦置こう。

この時の四通の割符がどうなったかは、三月十七日付けの新見庄三職宛の書下からわかる。まず広瀬大文字屋割符については、決済までひと月待たされている。また堺割符についても「次境割符は河内まで被下遣候之処、依世間物念、路次□通候之間、持ち帰り候の間、いまだ裏付不仕候」とある。裏付けに派遣されたのが道仲かどうか不明だが、治安が非常に悪かったため、堺にたどり着けず、割符が裏付けできていないことがわかる。

さてこの後、四月に入ってから道仲は芹川商人とともに、堺へ割符の現錢化に向かい、その帰途にトラブルに巻き込まれる。この事件について先行研究では一部が紹介されるにとどまっているため、以下、詳細に紹介する。

3. 四月八日条から四月廿日条まで

四月八日条に、堺からの輸送に従事していた道仲から注進状が届いた旨、記載がある。

一、道仲境ヨリ、上り様ニ、住吉ニテ荷落サル。取手ハ安富勘解由左衛門か子也ト云々之由、注進状今朝到来。則披露之。随而人ヲ被下遣者、可畏入候由、自妻女方申之上者、同披露之処、道仲ハ荷不可有之、又其身無煩歎之分ハ此状ニ見タリ。然ハ下サレストモト被成治定了。

道仲が堺から京都へ上る途中の住吉にて「荷」を奪われたこと、取手は安富勘解由左衛門の子であること、この二点がまず明らかになる。ついで道仲の妻女から救援を遣わしてほしい、との願い出があったが、「道仲ハ荷不可有之（道仲自身は荷と同行してはいないという意か）」、また、書状の内容から道仲自身の身の危険はないとして、救援は遣わされなかった。続報が記載されて詳細が判明するのは、四月十日条であるが、既に前稿で紹介済みであるので原文の引用は省略し、内容の紹介に止める。

この十日条によると道仲は、四月八日の深夜に帰洛したらしい。彼が年預堯忠に報告した、事の顛末は以下の通りである。四月一日に道仲は堺で割符料足甘貫文を受け取り、「商人共」に替遣わした。三日に道仲が商人たちと同道していたところ、堺と住吉の間で、人六人・馬七頭に乘せた荷を、安富勘解由左衛門の子、禅念寺と称する人物に奪われた。その後、日付は不明だが、道仲は和泉守護に「詫事」をして、「荷」を返却するように命じた書状の発給を受け、それを持って禅念寺から荷を取り戻そうとするが失敗し、四月八日の注進状を東寺に送るに至る。

この「禅念寺」は細川氏の有力被官である安富勘解由左衛門尉の子とされており、道仲は同じく細川方である和泉守護へ佗事をして文書の発給をうけたが、荷の取り戻しに失敗した。この後、最勝光院方から道仲に対して、割符料足をただちに納めるように催促が行われることになる。例えば四月十七日条を見てみよう。

一、境割符料足于今寺納延引之条、不可然歎之間、何様ニ可有御沙汰乎之由、披露之処、評議曰、延引誠不可然。悉可進納之由、堅可申付、依其返答重可有了簡之由、衆議治定了。

最勝光院方は、道仲の災難を割符代錢の延納の理由として認めず、また一部免除といった救済も認めないとしている。一方で道仲もこの間、

手をこまねいていたわけではない。四月廿日条をみてみよう。

一、境割符替銭事、被落取荷共、可返渡重自細川方奉書既出ツ、又畠山尾張守方ヨリモ同可被出之。然者荷共不可有相違ニ付、料足可取進之、道仲申旨之、此状不得其意。不可依荷共取不取ニハ、急致催促、今・明日之間、可寺納申之由、堅可致下知之由、衆議治定了。

道仲は、応仁の乱の一方の当事者である、畠山政長にも文書の発給を交渉し、その発給さえあれば荷を取り戻せる、そうすれば料足を進上する、と評定に報告している。だが評定は「荷を取り戻せるかそうでないかに依って進上できないが左右されることは許さない」として今日・明日にも寺納するように、と返している。正論である。

4. 五月十日条から十二日条まで

道仲の畠山氏への工作も功を奏さなかったようので、しばらく「引付」の記載も途絶え、膠着状態が五月までつづく。そんななか五月十日条で突然、「道仲催促之間、令披露之処、明日(十一日)可有科評定之由、衆議了。」と、道仲に対する「科評定」の開催が宣言される。この「科評定」の内容が次にあげる五月十二日条に記されている。

一、境割符替銭事、連々道仲ヲ催促之処、以前ハ可取進之様二度々申キ、去六日又催促之処、返答云、於住吉被落取処、荷ヲ被返渡歟、不然者被彼報答ニ、和泉河内ヨリ上ル荷ヲ落取歟時ハ、芹河ノ商人共定彼御料足可進之歟、於其時者、涯分可致奉公也。只今而私ト可弁進之条者、難叶之由申之旨、公文上総披露之、申之旨委細披露之処、只今御返事申分不可然、其故者、広瀬大文字屋へ可被替トニ、既領状案文ヲ被書下之処ニ、大文字屋ニテハ替サスシテ持帰り、芹河ノ者ニ可有御替歟之由申之間、

広瀬ハ卅ヶ日ハカリ可延引之由申ス、道仲ハ二三ヶ日中ニ京都ニテ可進之由申、是尤可然歟之間、雖運賃^舟正、不可有子細之由、御領状也、爰ニ割符ノ替賃ヲ取りナカラ、於路地荷ヲ落サル、トテ、料足無沙汰ノ条、更無其謂歟、所詮道仲致計略之上者、可弁進之段而勿論之処、及兎角異儀之条、緩怠之至也、仍可被処罪科之間、被仰廿一口年預、先可被住宅験符之由、衆議治定之間、則自衆座以上総・乗観、被示送廿一口年預訖

内容を詳述する。

①割符替銭の進上遅延について何度も道仲に催促していたが、以前は必ず(荷を)取り返して進上すると度々言っていたのだが、去る六日の返答で道仲が言うには、「住吉で奪われた荷を取り返すか、あるいはその報復として和泉河内から京に運ばれてくる荷物を奪うかしたときに、芹河の商人たちが、彼の料足を進納するでしょう。その時には、力の限りのご奉公をいたしましょう。(ですが) たったいま、私として(彼の料足を)弁済申し上げることができません」と、公文上総坊を通じて申してきた。

②この返事の詳細を評定に報告したところ、この申し分はおかしい(という話になった)。というのも、当初、堺割符を広瀬大文字屋に替わそうとしたときに、既に領状を書き下すばかりだったところに、(道仲は)替わさずに持ち帰り、「芹川の者に替をなさるべきです。広瀬大文字屋は、(裏付けして)金を広瀬で進上するまでに)三〇ヶ日延長すると言っているが、道仲ならば、二・三日のうち京で進上いたしましう」といった。よって、こちら(に裏付けを頼む)のが適当である、と考えて、運賃を三〇疋とるというのだけれども、問題はないだろうということで、(道仲へ替わすことを、評定が)領状なされた、という事情があったのである。

③(このように)割符の「替賃」を取っておきながら、途中で荷を奪われたらといって、料足を進上しないなどということは決して(それを許すよう

な)理由はない。結局のところ、道仲が(堺から京都への送金の)計略をした以上は、(割符銭を)弁済するべきであることは論を俟たないところに、とかく異議を言うことは、たいへんけしからぬことである。

⑥よって(道仲を)罪科に処せられるべきであるので、廿一口方年預に命じて、まず道仲の住宅を駿封なきるべきである、と最勝光院方の衆議が定まったので、評定の座から、東寺公文の上総増祐と、寺官の乗観祐成をもって、二十一口方年預に示し送った。

ここまである意味冷静に、事実あるいは道仲の言い分を記してきた年預堯忠が、科評定の席において、堰を切ったように、今回の裏付けにいたる裏の事情を明らかにしている。彼の言う内容を整理しよう。

まず①・②にあるように、道仲は割符銭の支払不能を、東寺公文上総増祐^⑤と寺官の乗観祐成を通じて告げてきた。また②で、割符銭を弁済する主体を「芹川商人」としていること、そして彼等が弁済する手立てとして、「奪われた荷を取り戻す」ほかに、「撰津河内からの荷を報復として奪う」ことを挙げている。これはいわゆる「国質」「所質」慣行のことを言っていると考えられる。だが「国質」による返済が現実的でなかったことは、このあと評定が返済の可能性を歯牙にもかけず、実質、道仲の踏み倒し宣言とみなして行動していることから明らかである。

ついで③からは、道仲が今回の割符の裏付けについて、かなり強引に堯忠を説き伏せて請け負ったことがわかる。その目的はなんだったのだろうか。③・④からは裏付けにあたって道仲が三〇疋の「運賃」(④でいう「替賃」と同じものだろう)をとっていることがわかるが、目的とするには金額が少ないと考えられる。

このことは②で返済の主体を「芹川商人」としていることがかかわってくる。以下、前稿と一部重複するが、重要な点であるので詳述する。ここで、次の史料に注目する。

(史料)

境にて渡料足之事

一貫文 与三郎

一貫文 助三郎

三百文 与四郎

三貫文 右近

一貫文 太郎五郎

二貫文 衛門

一貫五百文 二郎九郎

二貫文 衛門三郎

五百文 左近

五貫二百文 兵衛二郎

以上 十七貫五百文

一貫百文 道仲遣足

一貫四百文 限残渡申

以上 二貫五百文

都合 廿貫文

四月九日

(端書)

「道忠境割符替遣注文

応仁二 四 九 出之」^⑩

この史料には芹川商人たちの名簿と、彼等に「替遣」わした金額の分配額が記されている。辰田氏はこの史料と「引付」四月一〇日条を根拠に、この時の「替遣」は、「下鳥羽の芹川商人に現銭化された割符料足を渡して運ばせ」ることとし、「危険の分散化のため」に分割して運ばせ

た、とする¹⁷⁾。だが、彼らが受けとった運賃は「三十定」である。たかが三〇〇文、ひとりあたり三〇〇文の収入（利益ですらないことに注意）のために、一〇人も商人たちが命の危険を冒し、五月十二日条の内容³⁾で触れたような、強引な形での請負を行うというのは、いささか腑に落ちない。これはやはり、桜井氏が指摘したように改めての為替送金の取り組みが行われたとみるべきだろう¹⁸⁾。そして鈴木敦子氏も指摘しているとおり、彼等は替銭を元手に商品を買ひ、それを「荷」として京都近辺まで運ぶ途中だった、とみるのが適切であろう。単純に運送するだけであれば、収入はひとりあたりたったの三〇〇文だが、商品を買って、京都で売りさばれば、何倍にも儲かるのである。他にも奪われたものを「料足」あるいは「銭」ではなく「荷物」と表現し、被害を「料足の代八拾貫文」と表現する史料があり、やはり商品に替えて輸送していたとみるほうが適切であろう。一〇人で分配しているのは、危険分散もあるうが、賤路や資本力といった商人たちそれぞれの能力に見合った額の小口に分割して商売をしたため、と考えられる。

ここで正月十八日条でふれた、「淀ノ者にカワシ」にかかわる桜井氏と辰田氏の議論に注目する。ここでも同様に、利益面からいって「ただ現銭を輸送する」のではなく、商品にかえてさらなる収益獲得をもくろむと考えたほうが自然であり、辰田氏の言うように現銭を運搬させたのではなく、桜井氏が指摘したように、新たに為替を組んだと考えるべきだろう。この場合、四月の時点で芹川商人を語らって利得をもくろんだ道仲が、正月の時点ではそれを行っていなかった理由が問題となるが、正月の時点で「淀ノ者」が行った取引に同行することで、道仲が取引手法を学び、四月に再び堺での割符の現銭化の機会を得て、学んだばかりの「替」を実行しようと、強引に請け負ったと考えるべきではないだろうか。

さて、以上から、堯忠の言い分について背後の事情も含めてまとめてみよう。もともと堺割符の「裏付」については、三月十三日条にあるように、「大文字屋ニ談合致」して、その請負人を探す予定だったが、道仲が堯忠を説得し、「替賃」を取って裏付けを請け負ひ、芹川の商人一名を動員して、彼等に割符代わり銭を替銭として貸付け、堺で商品を仕入れて京都に運び、儲けを得ようとした、と考えられる。ただしこの替銭の金額が、(史料)にある通り一七貫五〇〇文だったとは限らない。なぜならこの金額はもとの割符の金額二〇貫文から、道仲が最勝光院方に納めた金額である一貫四〇〇文だけでなく、四月九日条にある「和泉守方への佗事」の際に支払った一貫一〇〇文をも引いた、道仲が主張する債務の金額であるからである。実際にはより多くが替銭として商品の元手として使われていた、と考えるのが妥当だろう。

さて、堯忠のいうように、道仲が強引に割符の裏付けを請け負ってたとすれば、いくら荷を奪われたせいだとしても、評定が道仲に対して支払いを免除どころか、その住宅を「験封」することと決したとしてもうなずける。だが、この二十一口方への「験封」の申し入れは結局実施されなかった。五月十三日条にその顛末が記されている。

一、験符道仲住屋之事、此題目中藪以下之衆巨細不存知之間、難及其沙汰也、且為講堂方可有御沙汰歟之由、自廿一口年預返答之趣、以兩使上総・乗親致披露畢

道仲の屋敷を「験符」することについて、廿一口方年預からの返答は、「中藪以下之衆」が前後の事情をよくわかっていないので、その命令の実行は難しいという、実質的な拒否であった。「験符」にあたって理解をえる必要があるという、「中藪以下之衆」については定かではないが、寺官クラスの僧や預・門指たちのことと考えておく。中藪衆というような常

置の組織があるのではなく、主だった構成員たちの意見といったものであろう。

考えてみれば、道仲からの最後通告といえる五月六日の返答も、五月十三日条と同じく東寺公文上総坊増祐と寺官の乗観祐成を通じて行われており、その時点で道仲が彼等の保護をとりつけていたとしてもおかしくない。また三月十三日条の「若有不足之事者、自広瀬直二境へ下シ裏付ヲサセラルヘシ、然者道仲ヲ相副可下之也」と言う記載からは、道仲が割符の裏付けのために堺に赴くことを、あらかじめ評定が（そして堯忠が）事実上容認していたともとれる。なんにせよ、すべてを道仲の独断とし、割符銭を失った全責任を彼に押し付けるかのような年預堯忠の主張は一方的に過ぎる、と周囲に判断されたのであろう。

結局このあと、道仲からの割符銭の回収についての続報はなく、うやむやの内に終わっているかのように見える。これは堯忠の側にも落ち度があり、これ以上の追及ができなかった可能性を示唆しているのではないだろうか。

5. 七月八日条以降

この道仲の割符の現銭化の失敗後、七月八日条にて、新見庄からまた一通、堺支払の割符が送られてきているが、この割符の裏付（「引付」は「堺割符替事」と記載）については、一時「彦六」が「益以後」という条件で請負を申し出ているが、八月十六日条で割符の現物を堯忠の坊から西院の聖に預けたこと、九月二十三日条で、「久万」に談合すると衆議されたことの記録があるのみで、現銭化に成功した様子は見られない。道仲の失敗の影響もさることながら、やはり応仁の乱の最中の畿内での商業活動には困難が伴ったのであろう。

おわりに 道仲の行動と割符取引の特質

以下、本稿で明らかになった点をまとめて、結びに代える。

まず「替銭」「替」「カワシ」のもつ意味の多彩性である。既に「手形」や、「借用証書」を指す例や、送金取引を指す例は指摘されているが、本稿では「引付」五月十二日条のように「割符の取り立て（遠隔の支払地で現銭を受け取り、それを受取人のもとに運ぶこと）」の意味で利用されている事例を指摘することができた。

次に、畿内における商品輸送を媒介した為替取引が盛んに行われていたことである。正月十八日条の堺から京都への「カワシ」の例、そして失敗したとはいえ道仲による「替銭」は、年貢送進にともなう替銭取引（そして割符取引）が商業金融として機能し、盛んに行われていたこと、その際、「問」による「替銭」相手の斡旋が行われていたことを示す。

ほかに本稿で付け加えておきたいのは、この替銭という商業技術を、道仲が学んでただちに実行しようとしたことである。道仲は正月に「問」が「淀者」に仲介して、割符の代銭を貸付て、それを元手に堺—京都間で商業輸送を行うのを目の当たりにした。どれほどの利益があったかは想像するしかないが、正月に「生涯程」の目にあつたはずの道仲が、三月には強引に堯忠を説き伏せて、割符の裏付けと京都への銭の運送を請け負ったのだから、かなりの利益が見込まれたと考えられる。一回だけ替銭取引の実例を見ただけで取引手法を再現できたことは、道仲の能力もさることながら、その手法が簡潔でわかりやすいことも大きいだろう。

筆者は替銭、あるいは割符取引を、「為替原理（逆方向の送金関係の交換による遠隔地送金の実現）」で説明している。そのような原理を中世人が知るはずもない、と批判する向きもあるかもしれないが、筆者が前稿で為替原理に触れた意図は、遠隔地送金が成立する原理と、京都と地方との

間で貢納物送金と商品代金送金という逆方向の送金関係が存在する「室町期荘園制」の経済構造とよくかみ合っていたことを指摘するためであり、この事例はそれにふさわしいものといえよう。

また道仲がこの取引を実行するにあたり、芹川商人を動員していることも重要である。東寺公人が年貢収納を商機とみて、在地の商人を動員したこの事例は、かつて筆者が論じた、一三世紀末に東大寺小綱公人が東大寺手向山八幡宮神人を、大部庄の年貢収納に動員した例と同様の構造といえよう。道仲がどのようにして彼等とつながっていたのかは不明だが、荘園制の流通システムと、神人・公人といった商業者たちとの関係を考える材料の一つとなるだろう。

注

- ① 本稿では以下、東寺百合文書については「『百』け二一」というように表記する。
- ② 割符・替銭にかかわる主な研究史は、拙稿 a 「割符のしくみと為替・流通・金融」(『史林』八九・三、二〇〇六、以下「前稿」、および拙稿 b 「中世手形文書の系譜関係…預かり状・替文・割符」(『古文書研究』七六、二〇一三)を参照。
- ③ 辰田芳雄「年貢送進手段としての割符について―裏付の意味を中心に」(日本史史料研究会、二〇二二)所収。以下、辰田論文。
- ④ 応仁二年十二月十八日付新見庄三職連署注進状(『百』え四六、『岡山県史』九一六号)。
- ⑤ 「割符案」(『百』せ七一、『岡山県史』一一七八号)。
- ⑥ 宇佐見隆之『割符考』(同『日本中世の流通と商業』吉川弘文館、一九九九)。

⑦ 「引付」で堺は「境」と表記されているが、本稿本文では「堺」に統一して表記する。

⑧ 大乘院寺社雑事記応仁元年四月七日条。

⑨ 井上正夫「割符のしくみとその革新性―割符の割印を手がかりにして」(『史学雑誌』一二〇編八号、二〇一一)。

⑩ 辰田論文。

⑪ 桜井英二「割符に関する考察」(同『日本中世の経済構造』岩波書店、一九九六、初出一九九五)。

⑫ 辰田論文。

⑬ (注②) 拙稿 b。

⑭ 応仁二年三月十七日付東寺書下案(『百』サ一八一、『岡山県史』四三三二号)。

⑮ 寛正七年(一四六六)二月七日付東寺公文上総増祐奉書案(『百』サ一六六/一)、応仁二年三月一七日付東寺公文増祐奉書案(『百』サ函一八〇)。

⑯ 「道忠境割符替遣注文」(『百』サ函一八三)。

⑰ 辰田論文。

⑱ (注①) 桜井論文。

⑲ 鈴木敦子「十五世紀備中国新見市場をめぐる諸動向」(同『日本中世社会の流通構造』校倉書房、二〇〇〇。初出一九七八)。

⑳ 道忠書状(『百』サ函一八二)。

㉑ そもそも「為替原理」に基づく遠隔地送金は、宋代中国や、一三世紀西欧でも広く行われており、中世日本に導入されてもなんらおかしくない。

㉒ 拙稿「一三・一四世紀の流通構造と商業」(『日本史研究』六九〇、二〇二〇)なお寺辺に居住する公人による神人・商人たちの動員には別稿を準備している。

(本学授業担当講師)